主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人並びに弁護人神谷作祥の上告趣意について。

被告人の上告趣意は、原判決の事実誤認並びに量刑不当の主張であり、また、弁護人の上告趣意は量刑不当の主張に帰するから、いずれも適法な上告理由となし難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 岡本梅次郎関与

昭和二六年五月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁	判長裁判官	齋	藤	悠	輔
	裁判官	澤	田	竹治	的
	裁判官	眞	野		毅
	裁判官	岩	松	Ξ	郎